

2015年（ネ）第1790号謝罪及び損害賠償請求控訴事件
控訴人 王子雄 外
被控訴人 日本国

控訴人意見陳述

2016年11月18日

東京高等裁判所第5民事部 裁判官 殿

中華人民共和国重慶市渝中区臨江門華庭嘉園A7-1

控訴人 粟 遠奎

1 はじめに

私は粟遠奎と申します。1933年12月8日、重慶市に生まれ、重慶大爆撃を体験しました。1941年の「6・5隧道大惨案」で2人の姉を失い、私自身も防空洞の中で酸欠状態になって一時気絶しましたが、奇跡的に助けられました。

しかし、今日は、家族の被害の話ではなく、「重慶大爆撃被害者対日民間賠償請求訴訟原告団」を代表して、昨年2月25日の原判決の重大な誤りについて述べます。

2 原判決が重慶大爆撃被害の残虐さ、非人道性を認定しなかった誤り

原判決は、確かに日本軍が重慶、成都、自貢、樂山、松潘などに対して繰り返し爆撃を行って多数の死傷者を出し家財を破壊した事実を認めました。

しかし、原判決は「重慶大爆撃が非人道的な残虐行為であったこと」を全く認めていません。これは原判決の最も根本的な誤りです。

そもそも私たちが、わざわざ日本国を被告にした裁判を起こしたのは、重慶大爆撃が最大級の残虐で非人道的な戦争犯罪行為であることを立証するためでした。私たちは、その残虐さを立証した上で、日本政府に「謝罪・賠償」と「重慶大爆撃を反省する歴史教育」を実行させ、さらに、「あらゆる国は絶対に無差別爆撃を行ってはならないこと」を明らかにしたいと思っていました。

だから私たちは、原判決が、重慶大爆撃の残虐さを全く認定しなかったことに激しい怒りを持っています。絶対に許せないと思っています。

一方、かつて日本の裁判所は、東京大空襲裁判の被害については、例えば、「空襲及びそれに伴う熱風烈火の中を必死で逃げまどい、自ら傷つき、あるいは親、兄弟等の近親者を失った者」がいる等の事実を認めて、「原告らが東京大空襲によって多大の苦痛を受けたことが認められる」（東京高裁平成24年4月24日判決）と認定しました。これと比べても原判決が重慶大爆撃の被害者が悲惨な体験をした事実を全く認定していないことは、とんでもない誤りです。断じて許せ

ません。

3 原判決が重慶大爆撃被害の国際法違反を認定しなかった誤り

原判決は、重慶大爆撃の被害地域に重慶市民が多数生活していた事実を認め、また「空戦法規案」が重慶大爆撃当時に国際慣習法化していたことを認めました。しかし、原判決は、重慶大爆撃が国際法違反の無差別爆撃であることを全く認定していません。私たちは、日本の弁護士から、判決が国際法違反を認定していないということを聞いて大変に驚き、強い怒りを覚えました。なんと臆病な人間たちかと判決を書いた裁判官を軽蔑しました。

一方、かつて原爆裁判で東京地裁は、原子爆弾が従来のある兵器よりも破壊力、殺傷力が大きく、また種々の苦痛ないし悪影響をもたらす「残虐な兵器である」ことを認定し、かつ、空戦法規案が国際慣習法化していたことを認めました。そして原爆裁判の判決は、結論として、「広島・長崎への原子爆弾の投下は、無防衛都市への無差別爆撃であり、違法な戦闘行為である」「戦争に際して不要な苦痛を与える非人道的な害敵手段として禁止される」と認定しました。

これと比べても原判決が重慶大爆撃が国際法違反を認定しなかったことの不当性は明らかだと思います。重慶大爆撃の国際法違反を認定しない原判決は、重慶大爆撃の被害者を差別し、侮辱するものです。全く許し難い不正義の判決です。

4 原判決が重慶大爆撃が中国への侵略行為であることを認めない誤り

中国は19世紀末から日本に約50年間侵略されてきました。重慶も日清戦争後の日清講和条約で日本に侵略され、重慶には1937年の日中全面戦争まで領事館や租界地があり、侵略者・日本人の子供は日本人学校に通っていました。

しかし、侵略行為は、当時から国際法に違反した行為です。実は、原判決が、上記の2や3で述べた重大な誤りを犯している根本原因は、重慶大爆撃が日本の違法な中国侵略の一環であることを完全に看過している点にあります。

日本政府は、1972年に締結した日中共同声明で、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」と約束しました。それにも関わらず、その後も日本政府は中国侵略を真摯に反省していません。

例えば、政府の主要閣僚は繰り返し南京大虐殺を否定する発言をしています。靖国神社は、戦前は侵略戦争を推進する軍事施設でしたし、戦後も戦死した兵士を英霊として顕彰して侵略思想を肯定しています。その靖国神社を日本政府は戦後も一貫してバックアップし、さらに中曽根首相や小泉首相や安倍首相は靖国神社に公式参拝しています。

このように日本政府は中国侵略を全く反省していません。裁判官たちは、このような日本政府に遠慮し完全に屈服しています。それだから原判決は、重慶大爆撃の残虐さを認めず、また重慶大爆撃の国際法違反性を認めないのです。

5 高等裁判所は専門家証人と控訴人本人の人証調べを実施すべきです

私たちの控訴審裁判所に対する要求は、3点あります。

第1点目の要求は、最小限の要求です。それは弁護団が申請している中国と日本の専門家証人8名と控訴人本人4名の人証について全員採用し取り調べて頂きたいということです。

本件重慶大爆撃裁判で、公正、公平な裁判を保証するためには、私たち控訴人側に、原判決の誤りを正すための立証活動を認めることが絶対に必要です。

上記の「侵略行為性」や「残虐性」や「国際法違反性」の立証は、単に法律解釈の問題ではなく、事実をきちんと認定するかどうかの問題です。従って、控訴審裁判所は、控訴人側が求める人証調べを必ず取り調べるべきです。

特に、中国の潘洵証人（西南大学教授）、張瑾証人（重慶大学教授）潘国平証人（西南政法大学教授）を優先的に取り調べて頂きたいと思います。

第2点目の要求は、控訴審での事実調べと原審の証拠調べの結果に踏まえて、

重慶大爆撃について、「侵略行為性」や「残虐性」や「国際法違反性」を認定すべきだと言うことです。

第3点目の要求は、被控訴人・日本国に対して、控訴人ら重慶大爆撃被害者への謝罪と賠償を命じることです。この謝罪と賠償が認められて、初めて重慶大爆撃の被害者たちに正義が実現されるのです。

6 最後の一裁判官には正義を実現する責任がある

昨年2月25日の原判決の言い渡しの日、私たちは、本当に落胆しました。

日本には正義はないのかと思いました。しかし、その後、私たちはもう一度日本政府と闘うことを決意し、委任状を集めるなど、様々な苦労を重ねて今日を迎えました。

今朝は、初めて、重慶大爆撃を実行した爆撃機や零戦などの戦闘機を製造していた三菱重工に対して、企業の戦争責任を問う要請行動を行ってきました。

残念ながら、まだまだ日本人は、また日本の社会全体が、重慶大爆撃の残虐さや国際法違反性について関する認識は不十分です。しかし、このままでは日中友好は実現できません。

私は日本でも法律が正義を実現するためのものであることを信じたいと思います。最後に、裁判官の皆さんに対し、心から「公平な審理の実現」を求めていることを述べて、私の243名の控訴人を代表した意見陳述を終わります。

以上